

●特集2 自治体の入札と契約

入札制度改革と地域建設業

米田雅子 [よねだまさこ]

慶應義塾大学特任教授

荒木正芳 [あらかまさよし]

北海道建設新聞社 取締役企画部長

入札制度の重心が、透明性・公平性・競争性に大きく傾いた結果、従来の「地元業者育成」という視点が消えてなくなり、全国で、地域建設業の倒産・廃業・業種転換が増加した。しかし大災害が発生した際に、ただちに道路復旧等に対応できるのは地域建設業である。安全保障の面からも、地域業者の適正な規模の維持について再考を要する。

1 地域建設業の視点による入札制度

はじめに

我が国の公共工事入札・契約制度は、明治時代の近代国家成立以降、「不正の防止」と「品質低下の懸念」の狭間に揺れてきた。入札行為に関わる不正事案が社会問題としてクローズアップされるたび、幾度となく入札制度の「小手先」の改良が繰り返され、その荒波に翻弄されてきたのが、地域・地方に生きる中小建設業（以下、地域建設業）だった。

公共工事の請負契約は、完成品を買う物品調達と異なるが、基本的には物品調達と同じく、発注者が算定した予定価格の範囲内で最も安い「価格」を札入れした事業者が、当該工事を請け負う「最低価格自動落札方式」となっている。

こうした入札・契約手続きは、国が発注する直轄工事の場合は会計法、地方公共団体が発注する補助工事については地方自治法に基

づくが、出来上がったものを選ぶ物品調達とこれから造り込む工事請負契約を、法律上、同列に扱う「矛盾」こそが、入札制度問題の本質といえる。

入札談合事件と制度改革

戦後、公共工事に係わる入札制度の分水嶺は、1981年の「静岡建設談合事件」と1991～1993年の「ゼネコン汚職事件」といえる。

前者の静岡建設談合事件は、1981年9月に公正取引委員会（公取委）が静岡県下の建設業5団体を独禁法違反の疑いで一斉に立入検査を実施。この事件が起きるまで建設業界では「談合金などの金銭の受け渡しがない限り、協会の会員同士が受注情報を交換・調整したとしても、法律違反にはならない」との認識があった。事実、静岡県建設業協会会長の中村一雄氏は著書『静岡県下の建設業独禁法事件の回想』（1983年、建通新聞社）で「強制立入検査というのは、戦場でいうなら

ば不意に敵襲を受けたのと同じようなもので全く周章狼狽しました」と述懐している。

この事件以後、公取委は1984年2月「公共工事に係る建設業における事業者団体の諸活動に関する独占禁止法上の指針」（ガイドライン）をまとめた。

後者の「ゼネコン汚職事件」は、1993年に現職の宮城県知事と仙台市長らが贈収賄の容疑で逮捕される事態へと発展した。これが契機となって、中央建設業審議会（中建審）が1993年12月、「公共工事に関する入札・契約制度の改革について」と題する建議を出した。「90年ぶりの大改革」といわれた中建審の建議は、

- ①大型工事に「一般競争方式」を導入
- ②中小工事は、透明性の高い「公募型指名競争方式」を導入
- ③入札監視委員会の設置
- ④工事完成保証人制度の廃止・新たな履行保証体系への移行

の4項目を柱とし、発注者に対して不正の起きにくいシステムを構築するよう促した。

入札制度改革と罰則強化

入札談合を巡る事件は、上記以外にも「埼玉土曜会事件」（1991年）、「山梨県建設業協会談合事件」（1993年）、「下水道事業団談合事件」（1994年）、「北海道上川支庁農業土木工事談合事件」（2000年）……など、世間を揺るがす事案が頻繁に起き、そのたびに入札制度改革と独禁法の罰則強化が繰り返されてきた。

法治国家である以上、法律で禁じられている入札談合行為は「必要悪」という言葉で免罪されるものではない。まして公共工事が国民の血税によって賄われていることを考える

と、入札価格を不当につり上げる行為は許されない。

しかし、入札談合事件が起きるたび、一般メディアは政官業癒着の談合摘発キャンペーンを展開し、世間の“魔女狩り的な風潮”を助長した。そうしたムードが社会全体に蔓延し、本来、冷静に議論すべき「地域建設業の実態に即した公共工事の調達システムとは何か？」という根本的なテーマを吹き飛ばし、地域建設業を出口のない袋小路へと追い込んだ。

電子入札と郵便入札

中建審の建議（1993年12月）の「不正の起きにくいシステムの構築」という基本方針を受け、国や地方公共団体は相次いで入札制度改革に着手。加えて1989年以降の日米構造協議を背景にした競争政策の強化により、地方公共団体の入札制度も、従来の「地元業者育成」という観点から、「透明性・公平性・競争性の確保」へと大きく変わった。

1993年横須賀市長に就任した沢田秀男氏は、指名入札の全廃と電子入札の導入を断行したことで“入札改革の旗手”として注目を浴び、一般メディアは『横須賀方式の電子入札によって落札率は下がり、税金が浮いた』という現象にスポットを当て、報じた。同年宮城県知事選で初当選を果たした浅野史郎氏も一般競争入札を導入したことで、談合問題にメスを入れる“改革派知事”として名を挙げた。浅野氏が採用した「郵便入札方式」は、今でも事前調整しにくいシステムとして、多くの自治体が採用している。こうした制度改革の流れは、その後も長野県知事の田中康夫氏や三重県松阪市の野呂昭彦氏らのいわゆる改革派の首長に受け継がれた。

疲弊する地域建設業

国と地方公共団体の入札制度改革によって、公共工事の受注競争は一気に激化し、予定価格に対する落札価格の割合を表す「落札率」は急落した。とりわけ前出の横須賀市や宮城県、長野県、松阪市では、ダンピングまがいの低価格受注が常態化し、経営破綻に追い込まれる地元建設業者が続出した。その後も「競争性」のみに主眼を置いた制度改革が全国各地に広がり、地域建設業の倒産・廃業・業種転換等が増加するとともに、建設経営者の自殺も目立って増えた。

だが、地域建設業が深刻な事態に直面しても、業界以外からは「構造改革の痛み」として一顧だにされなかった。

過当競争のツケ

過度の競争を強いる入札制度は当然、ダンピング受注を誘発し、手抜き工事や下請業者・労働者へのしわ寄せによる品質低下への懸念を顕在化させた。こうした状況下で、発注者は技術的な見地から、優れた建設企業の受注機会を増やそうとしても、「恣意性の排除」という壁に阻まれ、企業選定については「公平性」「透明性」「客観性」が求められた。

他方、行政サイドも談合事件の再発防止を求める世論に対して、会計法や地方自治法の改正といった本質的な議論に踏み込まず、あくまで小手先の制度改革で乗り切ろうとした。これにより、我が国の入札制度は、一般市民から見ても非常に分かりにくいシステムになり、受注企業にとってもモチベーションの上がらないものとなった。

入札制度と深い関わりのある企業評価についてもデジタル化の波に見舞われ、発注者は『企業の善し悪しを数値化しないと、世の中

を納得させることができない』という思い込みが強くなった。その典型的な例が、競争入札参加資格（主観点）や総合評価方式の加点対象だろう。行政と災害防止協定を締結した企業や地域貢献に取り組んでいる企業等を点数化し、それを入札に有利な条件として組み入れたが、その半面、企業の信頼性や暖簾、誠意、受注意欲など数値化しにくい部分がすっぽりと抜け落ち、品質低下の遠因にもなった。

上記の問題を政治的に解決しようと、2004年に自民党の関係議員らが中心となって「公共工事の品質確保の促進に関する法律案」を議員立法で上程し、翌2005年に制定された。同法は、あくまで公共工事の品質確保に関する基本理念を定めたものだが、従来の価格のみを重視した入札制度に一石を投じる形となり、価格と技術力を加味した「総合評価方式」の実現を後押しした。

入札制度の本音の議論

入札談合問題をタブー視せず、本音で入札制度を議論しようという動きが、2006年頃から国内でようやく芽生えてきた。日本経済新聞社は2006年12月25日付の紙面で「公共調達改革」と題する寄稿シリーズを掲載した。

1回目は『談合の経済学—日本的調整システムの歴史と論理』（1999年、集英社文庫）の著者で入札談合問題に詳しい武田晴人氏が執筆。武田氏は、公共調達が抱える矛盾について「地元経済の活性化」と「良質な公共財提供」のバランスをどう取るかだと指摘した上で、競争入札の歪みとして、

- ①地元経済活性化を損なう
- ②ゼネコンによる地元中小企業に対する不

公正な低取引価格の強要

③大手企業の寡占的な市場支配

④手抜き工事の誘因

などの問題を挙げた。

2回目の「公共調達改革」(日経、2006年12月26日付)は、元検事で『「法令遵守」が日本を滅ぼす』(2007年、新潮新書)の著者、郷原信郎氏が執筆。郷原氏は「制裁の減免を活用して不透明な受注構造の全容を解明した上で、透明な公共調達システムへの転換を図るべきだ」と持論を展開。つまり、談合防止は「制裁強化という対処だけでは不十分」との立場を鮮明にしている。入札制度についても「品質」「安全」「競争」の両立を図り、環境激変に伴う倒産などの社会的コストの抑制が必要であると指摘した。

新たな公共調達システムの模索

「総合評価方式」の登場によって、公共工事の入札制度は従来の「価格のみの競争」から「価格と品質」の両面からの競争へ転換し、公共入札の過当競争はある程度沈静化したものの、地域建設業が受注する小中規模工事については、技術力の差が付きにくい状況になっている。

こうした問題を解決する入札制度の一つとして、北海道土木技術会建設マネジメント研究委員会(委員長・高野伸栄北海道大学大学院准教授)は「住民参加型入札」を考案・提唱した。産学官で構成する同研究委員会は、

①地方建設業の現状に即した公共調達の在り方を検討

②従来とは異なるアプローチで入札制度設計を研究

の2点に取り組んだ。この画期的な提案を受け、国土交通省北海道開発局小樽開発建設部

が2009年と2011年に住民参加型入札を道内2カ所(喜茂別町、蘭越町)で試行した。

住民参加型入札は、発注者がまず応札業者の施工計画(技術提案)を事前審査し、評価値の上位3位程度まで絞り込んだ上で、住民プレゼンテーションを行い、住民の投票結果を最終的な総合評価に反映させる仕組みだ。これは単なる「人気投票」ではなく、発注者が一定の責任・役割を果たした上で、企業の信頼性を見抜く住民の「眼力」に頼る手法である(図1、図2)。

この試行のアンケート調査によると、住民プレゼンに参加した住民(審査員)の公共工事や入札制度に対する意識が、参加前と大きく変化したことが明らかになった。ただし、この入札手続きは、住民の公募や応札者の審査、住民プレゼンテーションの開催など多くの手間と時間を有し、発注者や応札者にも負担を強いることから、全ての公共工事に適用することは難しい。

こうした課題を踏まえ、建設マネジメント研究委員会は、住民との関わりの深い市町村事業を選んだ上での住民参加型入札の採用を働き掛けていく予定だ。

指定管理者制度と一括委託方式

公共工事の入札制度を「公共調達」という広い概念で捉える一方、地域建設業を行政機能の一部を補完する技術者集団として位置付け、官民連携によって公共サービスを提供するPPP(public・private・partnership)の導入も、新しい試みの一つだ。

北海道の清里町では2006年から指定管理者制度を活用し、町道313kmと町管理河川について、路面整正、舗装補修、防塵処理、路肩法面補修、標識等の損傷修理、道路清

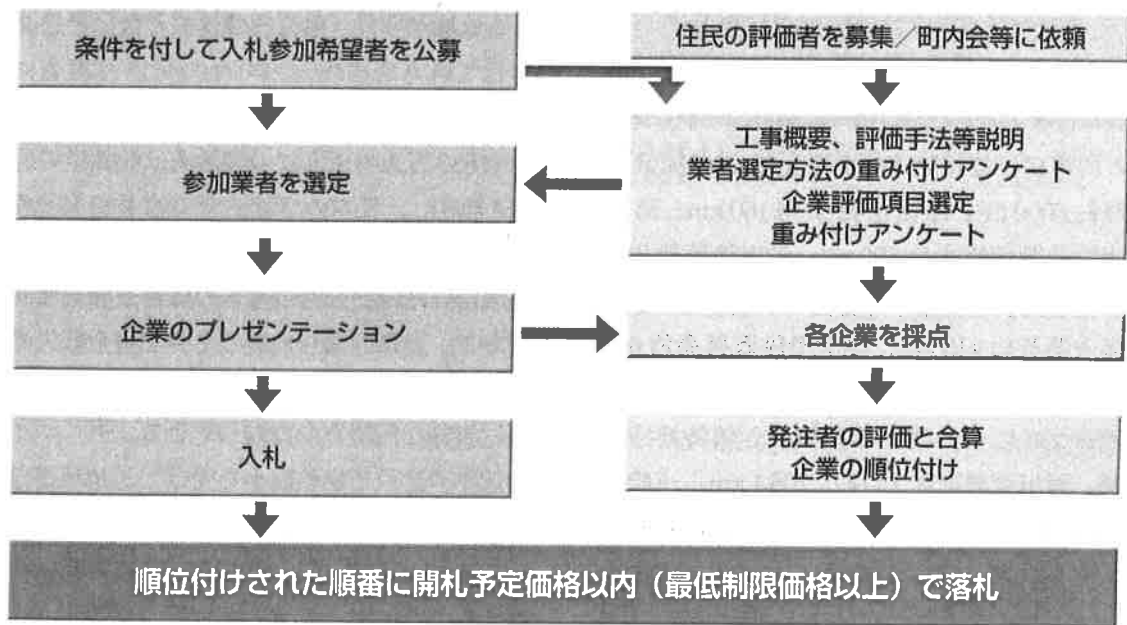
図 1



「建設産業の市民化」を基本理念とした住民参加型入札のイメージ図（パンフレットより）

図2 住民参加型入札方式の概略フロー

【提案評価方式、項目別採点方法】



掃、草刈り、植栽管理、橋梁及び付帯施設の維持補修、巡回、除雪等の維持管理業務を一括して地元建設業者のコンソーシアムに委託した。3カ年契約で初年度の受託金額は8500万円である。

同じく隣町の大空町でも、2010年から清

里町と同様の仕様で、町道と町管理河川の維持業務を一括して大空総合管理協同組合（旧大空町建設業協会）に委託した。3カ年契約で初年度の受託金額は1億3000万円である。

これまで、指定管理者制度は、公民館や体育館、図書館、公営温泉等の施設運営を民間

事業者に委託するなど、箱物の運営面での委託が多かった。だが、清里町と大空町の場合は道路と河川というインフラの維持管理業務を指定管理者に任せる、新しい適用方法である。

福島県の会津若松地方では、地域建設業が疲弊し、除雪や道路補修等の地域公共工事を、個々の企業で対応するのが困難になってきたために、共同受注を模索していた。学識者のアドバイスを受けながら協議を重ねた上で、新しい方式を採用した。

福島県会津若松建設事務所は2009年4月、宮下土木事務所管内の中山間地域道路等維持補修業務委託の発注にあたり、公募型プロポーザルを実施し、宮下地区建設業協同組合（佐久間源一郎理事長、組合員12社）への一括委託を決めた。委託は「総価契約」と「複数単価契約」の2通りで行われた。総価契約の内容は、道路除草約7万m²、道路植栽管理約6000m²、路面清掃業務160km、落石防護柵設置撤去約500m²、河川除草約7万m²、河川伐木約3000m²、スノーポール設置撤去業務約4400本、防雪柵設置撤去約600本である。複数単価契約の内容は、町道19路線230.6kmの道路維持補修と舗装維持修繕、河川管理業務18河川206.4km、一般除雪業務165.7km、春先除雪業務である。履行期限は2010年3月31日までであった。

地域維持管理型契約方式は、従来の入札制度と全く異なる発想から生まれており、今後は、限界集落や中山間、過疎地域などの新たな行政サービス手法として広がる可能性がある。3者のメリットをみると、行政はサービスの質を落とさずコストを削減できる。建設企業は一括業務や複数年契約、合同受託などでスケール・メリットを生かせる。地域住民

にとっては、地域精通度が高い建設グループに地域のインフラ管理を任せることができ
（※肩書きは全て当時）

2 地域建設業の複業化と今後の展開

公共事業の減少と地域建設業の新分野進出

これまで地域建設業の視点から入札制度について論じてきたが、ここでは制度の改変に対して地域建設業にどのような動きがあったかについて述べる。

1998年以降の公共事業の急減が過疎地に及ぼしている影響は大きい。中山間地域の主要産業といえば、一般には農林業と思われがちだが、実際には建設業の雇用の方が多数である地域が多い。建設業の就業者数は最近減少しているものの、2000年の労働力調査によると、農林業の就業者数は286万人、建設業は632万人のように、建設業は農林業の約2倍を有し、日本の全就業者の約1割を占めている。さらに、中山間地域など過疎の進む地域にいくほど公共事業への依存が強い傾向がある。過疎の進む地域の主要な現金収入の柱である公共事業の大幅な縮小は、地域の経済に深刻な影響をもたらしている。

近年の建設市場の縮小を受けて、地域建設業には新たな事業分野に進出する動きがでた。主な進出先は、農林業、環境事業、介護、コミュニティビジネス分野、製造業などである。国土交通省の2005年度建設業構造基本調査（全国の建設許可業者52万社のうち2万社を抽出）によると、過去3年間以内に建設業以外の異業種に進出した企業は6.2%で、今後3年以内に新たに異業種に進出を予定している企業は17.3%であった。

過疎地域では、高齢化が進む農業への参入

林建協働（建設会社の林業参入）の動き

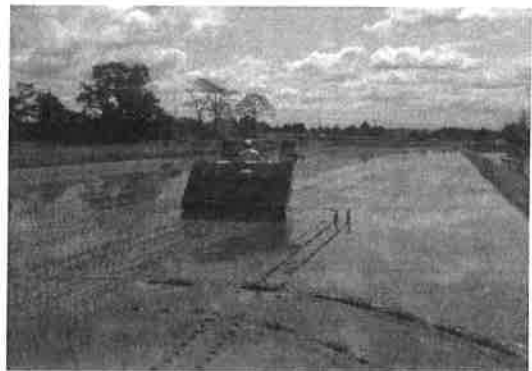


基幹作業道の整備、機械化、木材の搬出、建設業での木材利用が進んでいる。写真は岐阜県下呂市

が増えた。建設業の農業参入については公的調査がないためその数は把握できないものの、構造改革特区の特定法人貸付事業（市町村を介して企業へ農地を貸す制度）によるリース方式で、2003年から2009年9月までに農業参入した法人414法人のうち、建設業148社（36%）、食品業79社（19%）と、建設業が最も参入の多い業種であった。企業の農地借入が解禁された2009年12月の改正農地法の施行以降に、2013年6月までに参入した1,261社のうち、食品業330社（26%）、農業・畜産業194社（15%）、建設業163社（13%）と、建設業は第3位の参入業種となっている。

山間部では「林建協働」という、地域の林業と建設業の連携も進んだ。森林組合等に協力し、建設業が作業道整備と機械化を進め、森林整備と木材搬出を増やすと共に、建設分野での木材利用を促進する仕組みである。岐阜県飛騨地域では、2008年5月に高山市、下呂市、飛騨市、白川村の森林組合と建設業協会が連携してひだ林業・建設業森づくり協議会をつくり、新しい林業システムを目指し始めた。新事業に挑戦する建設経営者の集ま

建設帰農（建設会社の農業参入）の動き

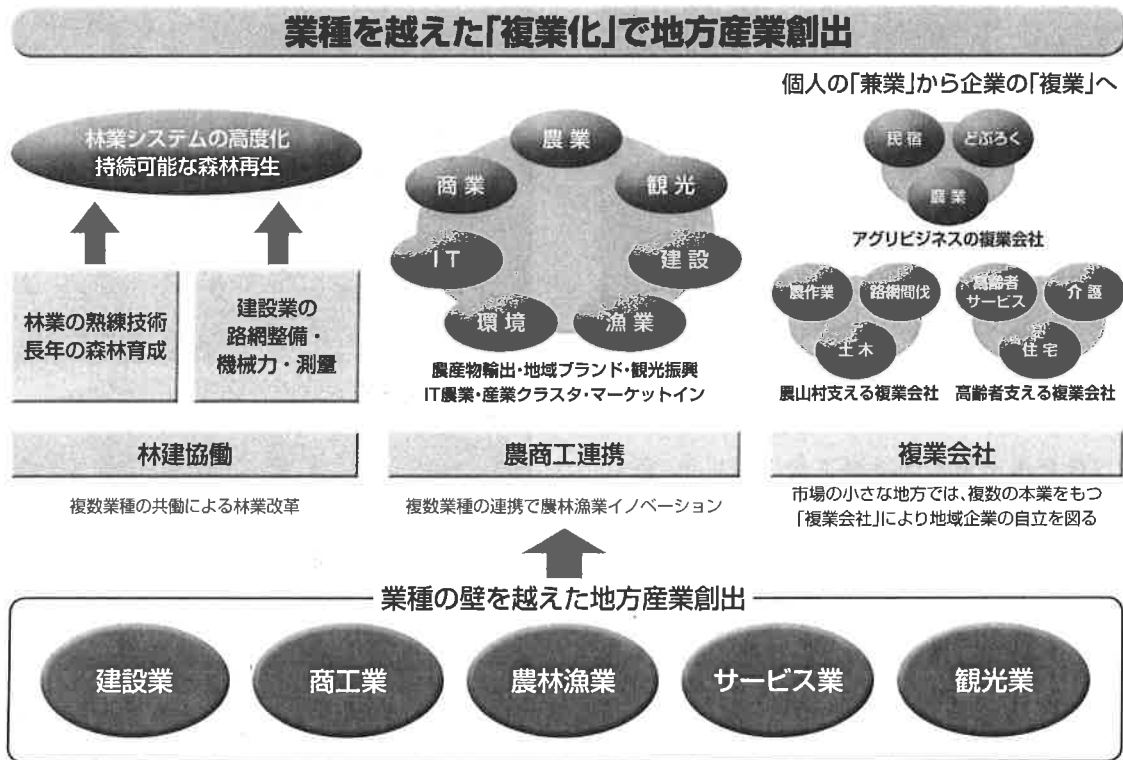


高齢農業を支える農作業受託へ建設会社が多数参入。分散耕作に工程管理を導入し、生産性を上げている。写真は北海道

りである建設トップランナー倶楽部や、建設会社など120社が集まる中部森林開発研究会でも林業への参入が進んでいる。さらに、林建協働を促進するために、2009年2月には林野庁と国土交通省が共同で支援策も打ち出した。

2009年6月に選定された国土交通省の「建設業と地域の元気回復事業」においては、全体の104件の採択のうちで、建設業と林業の連携事業が25件も選ばれた。その中には、いわて建設業・林業架け橋協議会、みやぎ林建共働推進協議会、ゆすはら森の3R推進協議会などがある。この他、北海道の足寄町、鹿児島県の大隅半島などでも、建設業の力を活かした森林再生の動きがある。

図3



「複業化」の動き

新分野に進出した建設業の状況を見ると、建設業者の農林業や介護への業種転換は容易ではない。農林業は給料が出せるほど儲からず、介護も女性が主力の職場であり、これだけでは自立しづらい。マーケットが小さい地方では専門分化した一つの仕事だけで経営を成り立たせるのは難しい。

そこで、「業種転換」ではなく、複数の本業をもち自立をめざす建設業の「複業化」が進められた。建設業を基盤に「農業」「環境」「介護」「観光」などの新たなビジネスを複合的に組み合わせていく方向である（図3）。

例えば、建設業と農業の複業会社では、建設会社に勤務する兼業農家の社員が保有する農地を集めて大規模化し、機械を投入して企業的で生産性の向上した農業を営む。建設業

も農業も両方が一年中忙しい訳ではないため、農業と建設業の両方が担える人材育成、農工の多能工化に取り組む企業もある。また、労働力の平準化をめざして、公共事業が少ない暇な時期に植えて、暇な時に収穫する作物を選んで栽培する企業もある。ここで大事なことは、片手間の「副業」ではなく、建設業と農業をそれぞれ本業として真剣に取り組むことである。複数の本業を上手に組み合わせれば通年雇用を維持し、自立に向かえる。

介護福祉や生活サービスなど高齢者の暮らしを支える複業化もある。例えば、宮城県の太田組や岐阜県の吉川組は、住宅・建築・リフォームを行いながら、グループホームやデイサービスセンター等の福祉事業を手広く展開している。鳥取県の美保テクノスや福島県の佐藤工業は、介護事業で得られたノウハウ

を活かし、介護施設建設の受注を伸ばしている。岐阜県のセントラル建設は介護用品のレンタル事業を切り口にリフォームの受注を伸ばすと共に、庭の手入れや雪下ろしなどの高齢者向けのサービスも行っている。これまで「住まい」を支えてきた企業が、住まいだけでなく高齢者の「暮らし」を支える企業に複業化していることに期待がある。

建設業だけでなく、農業の分野でも、農業者の複業経営が進んでいる。岩手県では、農業者がどぶろくを作り、民宿を営んでいる。広島県ではハーブ栽培と農家レストラン、北海道ではビニールハウスを使った畑カフェや観光農園などがある。

複数の本業を持つ複業会社に加えて、農商工連携に代表される複数の業種の連携も、地方産業振興の切り札として期待される。従来は農林水産業の仕組みに、商工業やIT産業、建設業の技術・ノウハウを加えれば、新商品や新サービスを生み出すことができる。

人口増大は専門化⇔人口減少は複業化

人口が多く、市場の大きな大都市では、様々なビジネスが独立して成立する可能性は高い。一方、市場が小さな地方では、1つの業態だけで経営を支える従来型の企業では費用対収入が見合わず、年間を通して継続的に仕事を確保するのは難しい。ちなみに近代経済学によると、人口が増えて市場が拡大する時は専門分化が効率化に寄与するというが、現在の過疎の進む地方では、人口が減り市場の縮小が起きている。近代経済学の理論とは逆向きの動きである。市場が縮小する場合には、「あれもこれも複業化」が有効と考える。

これまで、地方建設業に焦点をあてて、複

表 野菜工場を工業団地につくる時の規制に関わる課題

農業施設として建設	△	工業団地に建設できるか？
	△	工業用水を農業用水に転用できるか？
	△	企業立地促進策の対象になるか？
	○	農業系の公的融資、補助金の対象となる
	○	固定資産税は少額である
農外施設として建設	○	工業団地に建設できる
	○	工業用水を使用
	×	農業系の公的融資、補助金の対象にならない
	△	固定資産税は多額である
	△	建築基準法の扱いが厳しい

業化について述べてきたが、人口が減少する地方においては、「複業化」は、地域産業全般において基本的な雇用創出策となる可能性がある。

省庁横断的な規制緩和や行政の簡素化が必要

これまで複業化について述べてきたが、複業化には大きな障壁がある。それは業種ごとの縦割り行政の壁である。企業の農業参入には、自作農を中心とする農地制度の壁があり、農業生産法人への農外者からの出資は制限され、農業生産法人の多角化には、売上の過半が農業関連収入であるべきという制約がある。さらに、日本政策金融公庫に統合されてもなお、商工系と農林系の融資の縦割りは解消されておらず、業種の壁を越えたビジネス展開の障壁になっている。

例えば、地方の企業立地では森林バイオマスを熱源にした野菜工場が有望だと思う。ところが、これを農業施設とすれば工業団地への建設が難しくなり、農外施設（非農業施設）にすれば工業団地に建てられるが農業の公的支援が受けにくいという問題が生まれる。また、農外施設にすれば、固定資産税が高く、建築基準法の扱いが厳しくなるために建設コストが高くなり、もともと収益性の高

くない野菜工場には重い負担になる（表参照）。ここで、もし、工業団地に「農業施設」として建設できれば、採算がとれる可能性が高くなる。中央省庁の業種ごとの縦割り制度をこえた規制改革が必要だ。

また、介護事業を始める時の申請書類の煩雑さにみられるように、「専門」を基本にした業行政の過剰な管理がある。中央省庁の仕組みは業種ごとの縦割りになっていて、それぞれ「専門」を基本にした全国画一的な制度が出来上がっているためである。この弊害は、複業化によって自立をめざす地方中小企業で特に大きい。業種ごとに煩雑な許可や申請書類が必要になり、多くの現場では「書類づくりに追われて、事業本体に費やす時間がない」と、悲鳴を上げているのが実態である。

地方の再生に必要なのは、業種を越えて魅力ある事業を構想する力である。地方分権を進めるとともに、従来の業界構造や業種ごとの法制度にとらわれず、地方産業を再構築していくための横断的な規制緩和や行政の簡素化を進めなければならない。

重要性が増す地域防災、インフラ維持

東日本大震災後、日本列島が地震の活動期に入り、東海・東南海・南海地震の巨大地震や首都直下型地震等の発生が危惧されている。東日本大震災において初動対応に従事した地域建設業の約6割が、発災から4時間以内にながれきに塞がれた道路を開く活動を開始したように、地域防災においては地域建設業は不可欠の存在である。初動対応に従事した企業の約7割は自らも被災していたにもかかわらず、自社の建設機械や作業員を動かし、自衛隊や消防が進むための道をつくった。こ

地域防災の最前線



東日本大震災で青森県八戸市のがれき撤去の作業をする地域建設業者（2011年3月14日）（米田雅子・地方建設記者の会編著『大震災からの復旧—知られざる地域建設業の闘い』（ぎょうせい）より）

のように、日本列島が地震の活動期に入り、地域の防人としての重要性が増している。

また、老朽化するインフラを健全に保つためには、地域を熟知する企業や人々が、地域のインフラを日頃から保守点検し、適切な維持管理を行わなければならない。限られた予算を有効に使うために、アセットマネジメントに基づく発注、地域包括的民間委託の推進、詳細設計と施工の一体型の発注や、複数の同種工事・保守をまとめた汎用技術開発やコスト削減、維持補修におけるノウハウ蓄積と人材育成など、取り組むべき課題は多い。

東日本大震災以降、防災・減災対策、老朽化対策などで公共事業費は増大傾向に転じた。東北復興、東日本を中心に、人材不足や資機材不足が顕在化しつつある。1990年代の終わり頃から長く続いた公共事業の縮減で入職者を制限してきたため、建設業の若手人材の育成が急務になっている。

地域建設業の今後の方向

本稿では主に公共事業縮小下での建設業の複業化を取り上げたが、今後もその重要性は

変わらない。国の財政事情を考えれば、公共事業の増大が長く続くとはいえない。公共投資に依存した地域経済は持続可能ではない。地域活性化に打ち出の小槌はなく、地方の人々が自立型産業を興す努力にこそ、解決の光がある。

建設業の複業化を進めてきた建設トップランナー倶楽部では、2013年に「インフラの町医者」を目標に、地域建設業の次の3つの役割を推進する方向を打ち出した。

- ・地域防災の最前線としての地域建設業
- ・老朽化する社会インフラを守る地域建設業
- ・複業により公共投資を産業創出につなげる地域建設業

地域建設業は住宅・社会資本整備の直接的な担い手だけではなく、地域づくりの中核として多種多様な役割を担っている。災害発生時には地域住民にとって頼りになる存在である。日頃から地域の方々に信頼され、必要とされる存在にならなければならない。従来の枠組みにとらわれず、地域のニーズに目をむけて、地域に役立つ企業となることが重要である。

近年の公共事業の縮減と入札制度の改革で、建設業の技術者や技能者が離職するなど、建設業は疲弊してきた。東日本大震災の被災地の多くの建設業から「今回のような大災害が5年後に起きていたら、もう対応できなかったのではないか」という言葉を聞く。

地域建設業の団体は、日頃から行政との間で「災害協定」を結び、いざという時の初動に備えている。災害は全国どの地域でも起きる恐れがある。無駄な公共事業は不要であるが、地域の建設業の適正な規模の維持については、災害への安全保障の面から再考する必

要がある。入札制度においても、地域建設業が担っている多様な役割を適正に評価していくことが望まれる。

まとめ

地域の安全・安心を確保する上で頼りになるのは、自前で重機やオペレーターを保有する地域建設業であることは、東日本大震災後のアンケート調査でも明らかである。今後、公共工事の発注者は、経営事項審査など安易なデジタル評価だけに依存せず、「技術」「経営」「モラル」に優れた地域建設業が伸びていける企業評価の方法を整備していく必要がある。

入札制度改革においては、公共工事の入札制度を会計法と地方自治法から切り離し、新たな法制度の下で運用すべきである。なぜならば、出来上がった品物の色、形、性能などを見比べて最安値を選ぶことができる会計法の物品調達と、これから造り込む社会資本を、発注者の仕様通りに完成させることを求める公共工事の請負契約は、明らかに異なるからである。

「最低価格落札方式」を基調とする現行法では、入札という「瞬間」だけを切り取り、その時の落札率が「高いか？ 低いか？」「何パーセントなのか？」といった点だけが着目される。しかし、社会資本は長期間にわたり使われるストックであり、フローの消耗品ではない。公共工事は万一品質に問題があったとしてもつくり直しが利かず、適切な維持管理も必要である。今後はストックとしての品質確保やライフサイクルコストを加味した入札制度を議論していく必要がある。

執筆分担：荒木正芳 1 地域建設業の視点による入札制度
米田雅子 2 地域建設業の複業化と今後の展開